

平成 17 年 2 月 21 日

ユーザー各位

日本コンピュータグラフィック株式会社
代表取締役社長 船山 亮司

当社は、滋賀丸石自転車工業株式会社（以下、同社という。）より、当社の地理情報入力編集システム「N I G M A S（ニグマス）」を使用した地図データの作成方法に関し、同社の所有する特許権（特許番号：第 2770097 号、出願日：平成 4 年 3 月 5 日、発明の名称：地図データ作成方法及びその装置、以下、本件特許権という。）を侵害しているものとして、平成 17 年 1 月 25 日付で、特許権侵害差止等を求めた訴訟の提起を受け、平成 17 年 2 月 15 日付で訴状を受け取りました。

同社は、当社が本件特許権を侵害しているものとして、当社の地図データの作成差し止め、作成された地図データ及びその装置の利用・販売・頒布の停止並びに廃棄、損害賠償請求権を主張しておりますが、同社が特許権を主張している技術は、G I S 業界ではすでに公知の理論、技術として専門家に認知されているものであり、特許に値しないという意見も多くあります。

また、株式会社パスコ（以下、パスコ社という。）では、平成 15 年 12 月 12 日にパスコ社の作成したポリゴンデータ（地図データ）が本件特許権を侵害するので使用料を請求する旨の通知を受け、平成 16 年 8 月 24 日、東京地方裁判所にパスコ社が現在用いている手法に基づく地図データの作成を差し止める権利を有しないこと（特許非侵害）の確認を求めて、「特許侵害差止請求権不存在確認請求訴訟」を提起しております。

当社といたしましては、本件特許権の出願日より以前から当社独自のシステムで地図データを作成しており、本件特許権の侵害にあたるものはないと考えており、裁判において当社の正当性を主張していくべく、手続きを進めております。

ユーザーの皆様におかれましては、これまでどおり、安心して「N I G M A S」をご利用されますよう、お願い申し上げますとともに、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上